

平成 25 年度 京都市国民健康保険事業特別会計決算概要

1 基礎計数

項 目	予算	実績見込	増△減
一般被保険者数	352,000 人	345,302 人	△ 6,698 人
一般世帯数	217,000 世帯	216,493 世帯	△507 世帯
一般総医療費	116,995 百万円	114,071 百万円	△ 2,924 百万円
一般1人当たりレセプト件数	14.50 件	14.66 件	0.16 件
一般 1 件当たり医療費	22,918 円	22,527 円	△391 円
一般 1 人当たり医療費	332,372 円	330,350 円	△2,022 円

ポイント

- 一般被保険者数及び一般 1 人当たり医療費が見込よりも減少したことにより、一般総医療費も見込より減少している。

2 財政状況

(単位:百万円)

項 目		予算額	決算見込額	増△減		
一般医療分	歳入	保険料	20,580	20,367	△ 213	←①－1
		国・府支出金等	20,608	21,137	529	
		国調整交付金等	7,227	6,951	△ 276	
		府調整交付金	5,077	4,851	△ 226	
		前期高齢者交付金	36,440	36,540	100	
		一般会計繰入金	11,042	11,084	42	
		共同事業交付金	16,493	15,886	△ 607	
		その他	218	351	133	
	小計	117,685	117,167	△ 518		
	歳出	給付費	96,597	94,934	△ 1,663	
		共同事業拠出金	16,017	15,500	△ 517	
		保健事業費	1,056	970	△ 86	
		その他	4,015	5,060	1,045	
小計	117,685	116,464	△ 1,221			
差引過△不足額		0	703	703		
後期高齢者支援分	歳入	保険料	6,441	6,343	△ 98	←①－2
		国庫支出金等	6,693	6,705	12	
		国調整交付金	1,813	1,968	155	
		府調整交付金	1,450	1,397	△ 53	
		一般会計繰入金	2,631	2,644	13	
	小計	19,028	19,057	29		
	歳出	後期高齢者支援金	19,028	18,954	△ 74	
	小計	19,028	18,954	△ 74		
差引過△不足額		0	103	103		
介護分	歳入	保険料	2,716	2,583	△ 133	←①－3
		国庫支出金等	2,596	2,593	△ 3	
		国調整交付金	791	973	182	
		府調整交付金	633	631	△ 2	
		一般会計繰入金	1,177	1,166	△ 11	
	小計	7,913	7,946	33		
	歳出	介護納付金	7,913	7,878	△ 35	
	小計	7,913	7,878	△ 35		
差引過△不足額		0	68	68		
退職者等医療分	歳入	保険料	1,789	1,577	△ 212	←②－2
		療養給付費交付金	4,393	4,738	345	
		その他	36	18	△ 18	
	小計	6,218	6,333	115		
	歳出	給付費	6,214	5,567	△ 647	←②－1
		その他	4	3	△ 1	
		小計	6,218	5,570	△ 648	
	差引過△不足額		0	763	763	←②－3
歳入合計(A)		150,844	150,503	△ 341		
歳出合計(B)		150,844	148,866	△ 1,978		
単年度収支(A－B)		0	1,637	1,637	16億37	

※一般会計繰入金の内訳

	予算額	決算額	増△減
保険基盤安定繰入金	7,173	7,217	44
財政支援分繰入金	7,677	7,677	0
計	14,850	14,894	44

【ポイント】

①徴収率向上による保険料の収入増(約5億円の黒字要素)

平成25年度予算においては、徴収率を92.22%で見込んでいたが、実績は93.03%となり0.81ポイント上昇した。

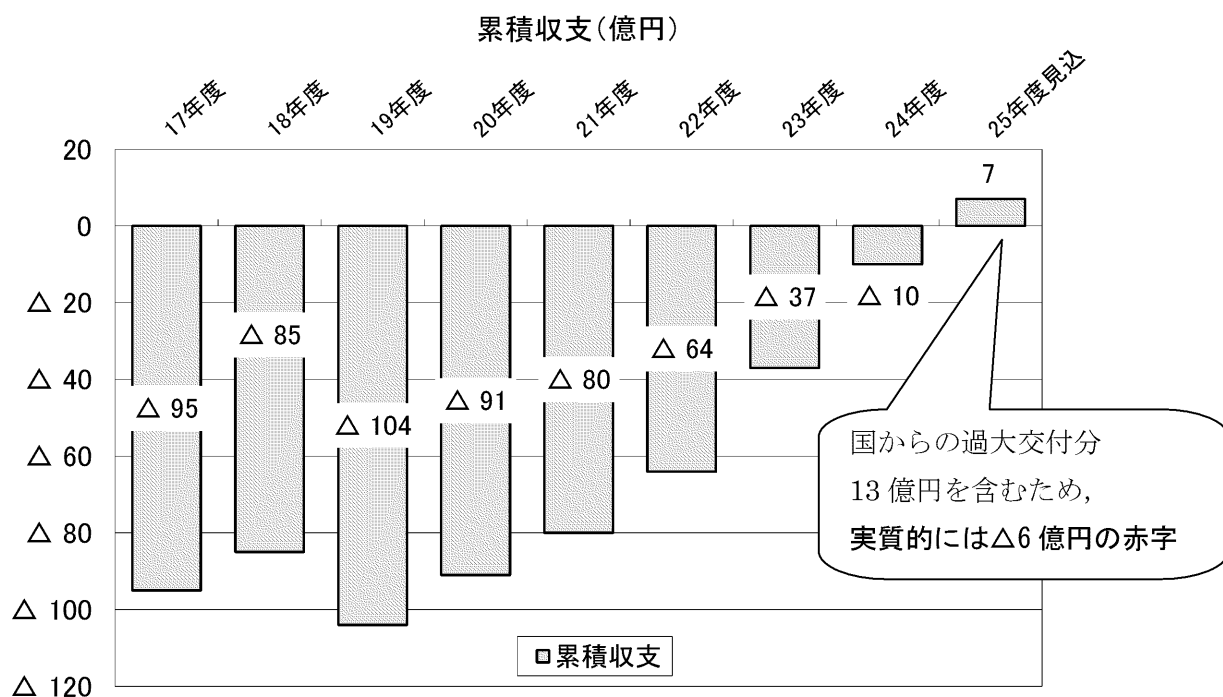
一般被保険者数及び世帯数が見込よりも減少したため、保険料収入も見込から9億円ほど減少するはずであったが、徴収率の向上により約4億円(医療△2億13百万円(①－1)、後期△98百万円(①－2)、介護△1億33百万円(①－3)の合計4億44百万円)の減少にとどまった。

②療養給付費交付金の収入増等(約8億円の黒字要素)

企業等に勤めていた方は、退職後、医療の必要が高まる一方で、収入が減少するといった状況の中で国民健康保険に加入されることが多いため、国保財政の負担が増加することとなる。このような財政負担の不均衡を解消するため、退職者医療制度が設けられており、退職者医療該当者の費用については、自己負担金と保険料のほか、被用者保険からの拠出金によって賄われることとなる。このため、退職者医療該当者の資格適用を確実に行うことで、国保の財政負担の軽減を図ることが可能となる。

本市国保においては、平成24、25年度にわたり、過去の分も含めて重点的に退職者医療制度の該当者に係る確実な資格適用に取り組むこととした。これらの取組により、被保険者数の減少等により給付費が6億47百万円(②－1)減少したにも関わらず、療養給付費交付金が3億45百万円(②－2)増加したことによって、退職者等医療分において7億63百万円(②－3)の収入超過となった。

3 累積収支の推移



25 年度末累積収支 約 7 億円の黒字

(平成 26 年度返還額(約 13 億円)を加えると約Δ6 億円の赤字)

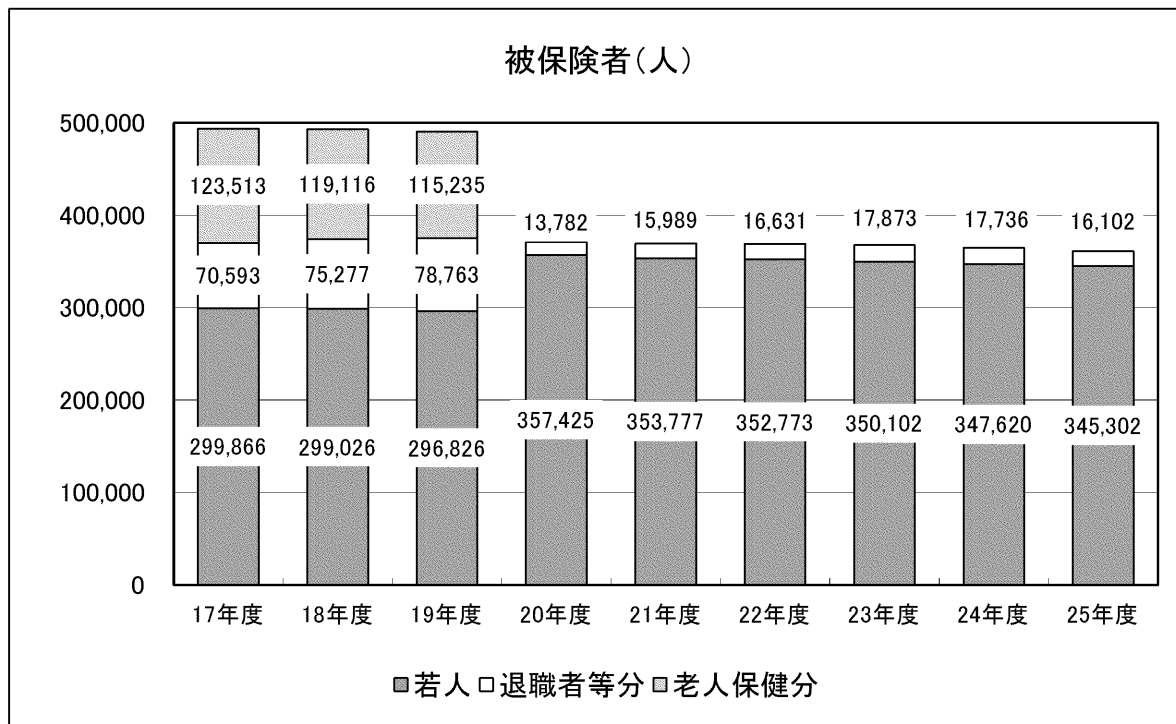
平成 25 年度決算見込みにおいて、約 16 億円の収支改善が図れた結果、累積収支は約 7 億円の黒字となった。

しかしながら、この約 7 億円には、平成 25 年度における国からの過大交付分(約 13 億円)が含まれており、平成 26 年度に返還する必要がある。平成 25 年度決算における 7 億円の累積収支に、平成 26 年度における返還額Δ13 億円を加えると、実質的にはΔ6 億円の赤字となることから、本市国保は依然として厳しい財政状況にある。

このような状況を鑑み、今後とも事業運営の安定化に向けた取組を推進していく。

4 京都市国民健康保険の現状

(1) 被保険者数の動向



※平成 20 年度に後期高齢者医療制度開始→老人保健制度廃止がなされ、75 歳以上の被保険者等が国保を離脱し、後期高齢者医療保険へ移行。退職者医療制度も原則廃止（経過措置あり）され、退職被保険者が減少し、若人（一般）被保険者が増加。

24 年度末 被保険者数	25 年度末 被保険者数	増△減	左のうち後期高齢者 医療への移行による減	後期高齢者医療への 移行分を除いた増△減
360,066 人	356,508 人	△ 3,558 人	△ 10,190 人	6,632 人

後期高齢者医療制度への移行による減少数が大きく、全体では減少傾向であるが、当該移行分を除けば増加傾向にある。景気は緩やかに回復しつつあるものの、雇用環境は依然として厳しい状況が続いていることが想定される。

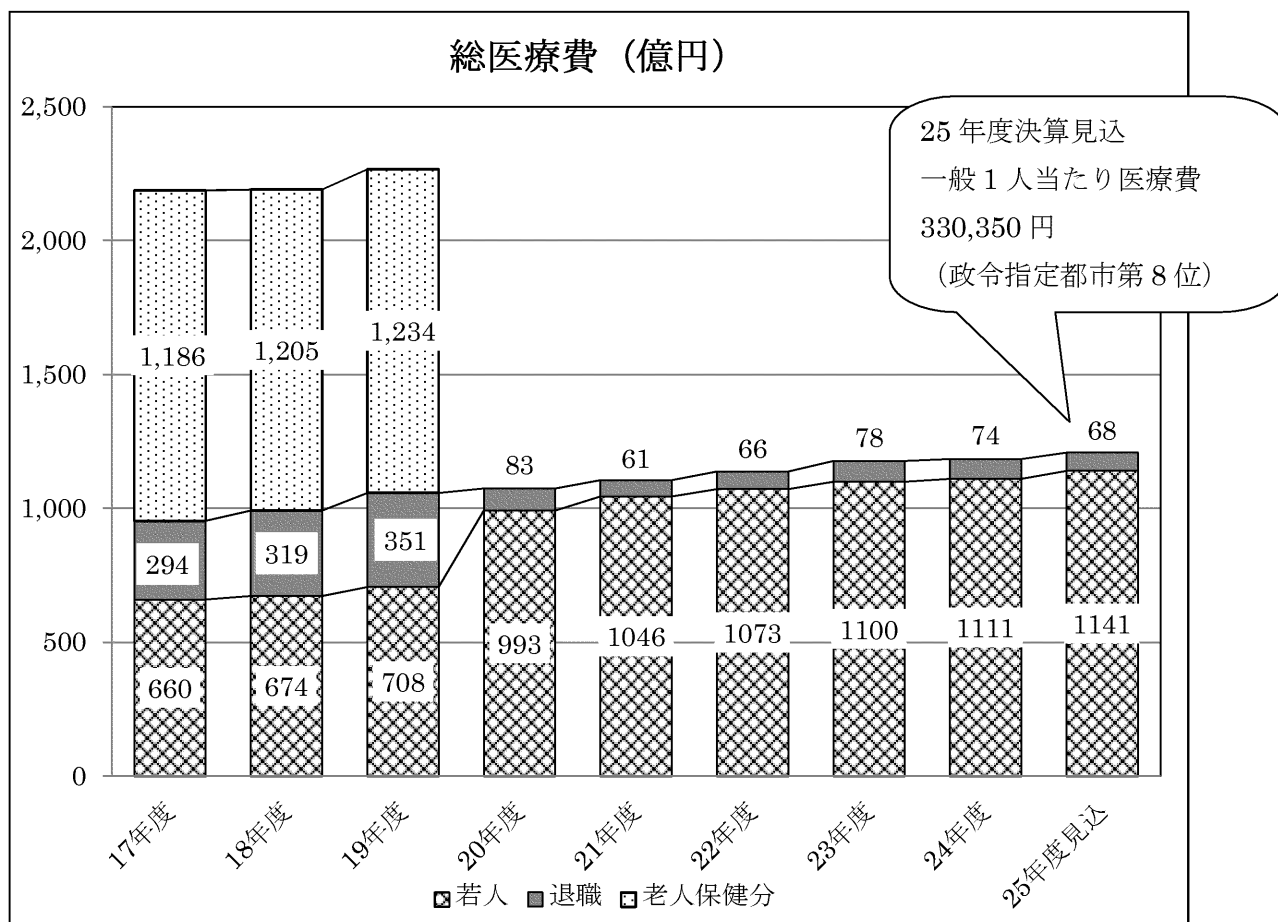
(2) 年齢階層別被保険者数の推移（年度平均）

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度見込	
	人	%	人	%	人	%	人	%
0～64 歳	256,647	69.5	255,868	69.5	249,358	68.3	239,810	66.4
65～74 歳	112,757	30.5	112,107	30.5	115,998	31.7	121,594	33.6
合計	369,404	100	367,975	100	365,356	100	361,404	100

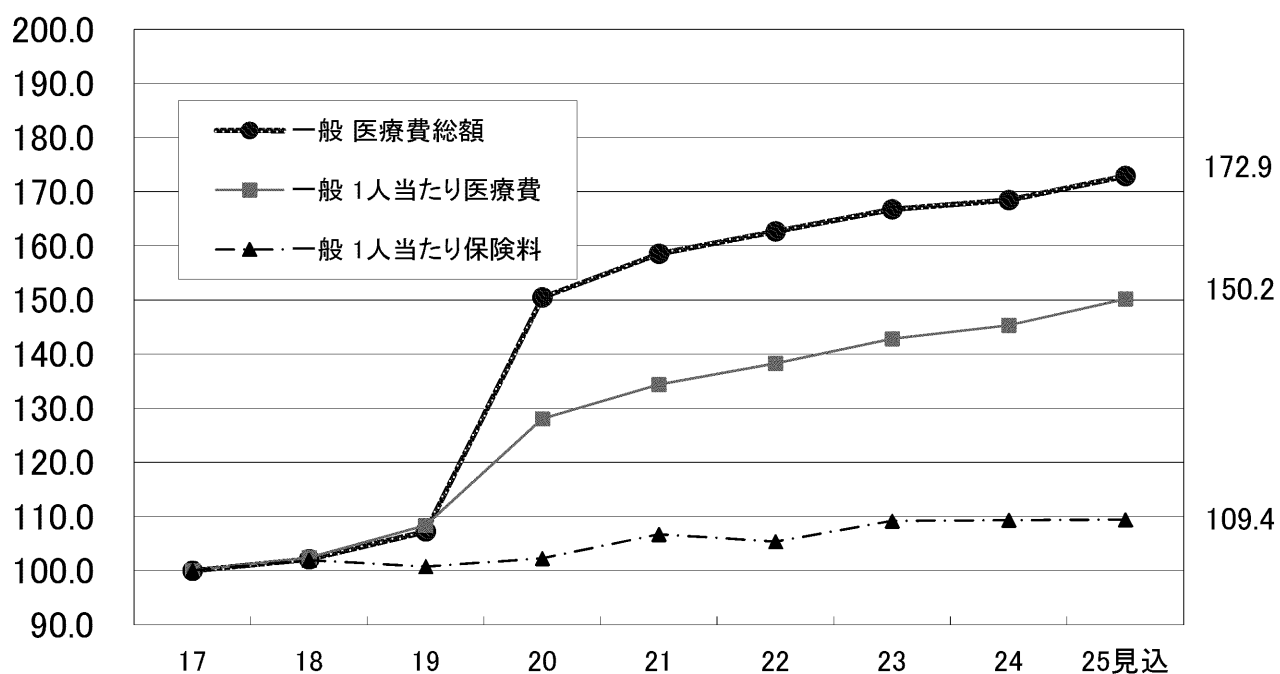
被保険者数全体は減少傾向にある。また、高齢者（65 歳～74 歳の前期高齢者）の加入者数は被保険者全体の 33.6%である。（全保険者前期高齢者加入率は 12.9%（24 年度確定値）、政令指定都市平均は 33.4%，京都市は 20 政令指定都市中、7 番目に低い。）

(3) 医療費の動向

ア 総医療費の推移



イ 平成17年度を100とした場合の1人当たり医療費・保険料の伸び



(4) 保険料改定率と最高限度額の推移

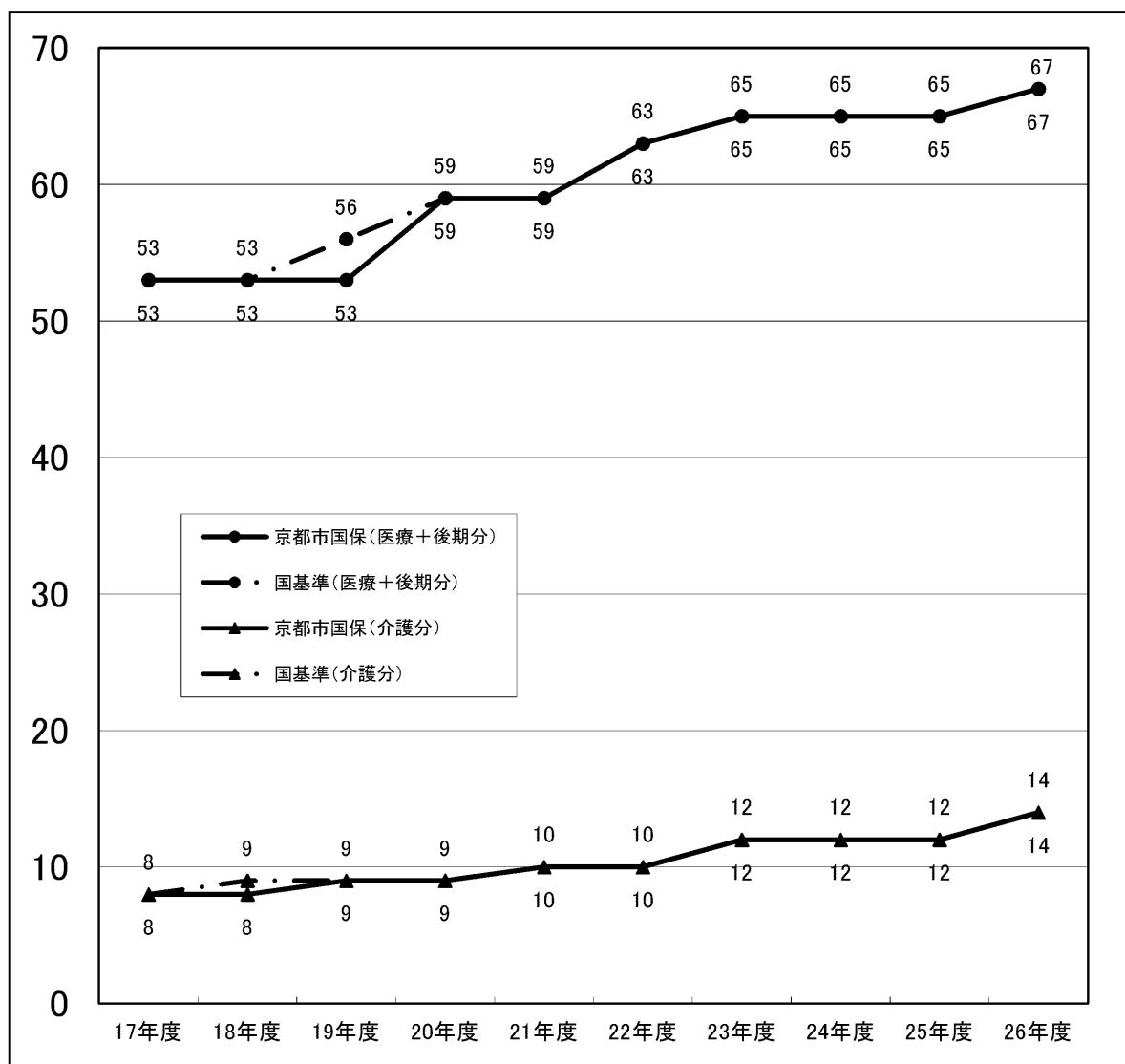
ア 1人当たり平均保険料改定率の推移

(単位：％)

年 度	17	18～20	21	22	23	24	25	26
医療分	2.63	据置	0.15	0.97	据置	△0.37	△0.65	△0.87
後期高齢者 支援分			16.55	△ 2.58	据置	△0.27	△0.79	0.47
医療分＋後期高 齢者支援分	2.63	据置	3.71	0.10	据置	△0.35	△0.68	△0.55

26年度予算1人当たり保険料
(一般医療分＋後期支援分)
79,562 円
(政令指定都市第18位)

イ 最高限度額の推移



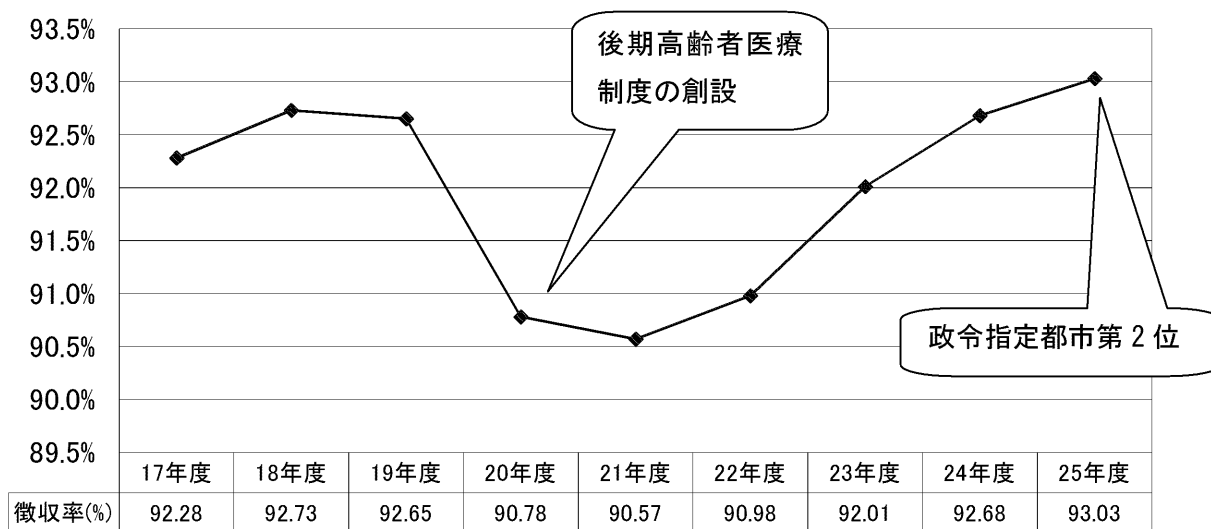
(5) 保険料軽減適用率の推移

本市では、国民健康保険法に定められた法定軽減のほか、本市独自に条例に減免規定を設け、保険料の軽減を行うことにより、被保険者の負担の軽減を図っている。

平成 25 年度における適用率は、法定減額が 68.5%（政令指定都市第 1 位）、条例減免が 8.4%（政令指定都市第 6 位）となっており、適用率が高くなっている。

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
法定減額	世帯数	169,953	169,720	171,251	132,563	135,434	146,408	148,916	151,804	152,916
	適用率	61.1%	60.3%	60.5%	60.3%	61.4%	65.9%	66.7%	68.0%	68.5%
	金額(千円)	7,892,866	7,787,675	7,736,880	5,404,302	5,587,503	6,120,728	6,188,699	6,256,772	6,275,292
条例減免	世帯数	85,757	63,953	23,034	22,187	27,232	20,640	20,245	19,302	18,675
	適用率	30.9%	22.7%	8.1%	10.1%	12.3%	9.3%	9.1%	8.6%	8.4%
	金額(千円)	2,840,381	2,238,235	1,515,810	1,484,827	2,015,332	1,422,106	1,469,056	1,405,763	1,331,837

(6) 徴収率（現年分）の推移



※ 平成 20 年度の後期高齢者医療制度の導入に伴い、徴収率が大きく減少したが、区役所等における徴収に係る取組の強化や多くの被保険者の皆様のご理解により、徴収率は 4 年連続で上昇している。